

豊島区介護相談員事業実施要綱

部長決定	平成19年	4月25日
制 定	平成15年	4月 1日
一部改正	平成19年	4月25日
一部改正	平成20年	3月24日
一部改正	平成27年	8月 1日
一部改正	平成27年	12月14日
一部改正	令和 2年	3月13日
一部改正	令和 4年	1月17日

(目 的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく介護保険サービス利用者（以下「利用者」という。）の権利及び利益を擁護し、潜在化している介護サービスに対する相談・苦情を受けるために、介護相談員（以下「相談員」という。）を置き、介護サービスの改善、質の向上及び円滑な提供を図ることを目的とする。

(職 務)

第2条 相談員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 本事業に協力することを容認した、法第8条第25項に規定する介護保険施設（以下「施設」という。）と利用者宅を定期的に訪問し、サービス状況の把握及び日常のコミュニケーションを通じて利用者の相談・苦情を受け、必要に応じて施設、法第70条に規定する指定居宅サービス事業者、法第78条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第79条に規定する指定居宅介護支援事業者、法第115条の2に規定する指定介護予防サービス事業者、法第115条の12に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者及び法第115条の22に規定する指定介護予防支援事業者（以下「事業者」という。）に解決を働きかけること
- (2) 前号の解決が困難な場合には、区と調整をはかること
- (3) 活動状況を定期的に区に報告すること
- (4) 相談員連絡会に出席すること
- (5) その他必要に応じ区の高齢者福祉事業に協力すること

(資格要件)

第3条 相談員は、高齢者福祉及び介護保険事業に関心があり、協力の意思のある、次に掲げる要件を備える者の中から、区長が適当と認める者に委嘱する。

- (1) 区内に在住している者
- (2) 平日の昼間に活動できる者
- (3) 区や東京都が実施する相談員としての職務遂行に必要な研修を修了した者
- (4) 区から委嘱している各種モニター及び各種委員でない者
- (5) 前条第1号に規定する施設に勤務している者及び事業者でない者

(定 数)

第4条 相談員の定数は、20名以内とする。

(任 期)

第5条 相談員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。

(委嘱の取消)

第6条 区長は、相談員が次の各号のいずれかに該当したときは、委嘱を取り消すものとする。

- (1) 相談員の資格要件を満たさなくなったとき
- (2) 相談員が辞退を申し出たとき
- (3) 相談員がその職務を遂行できないと認められるとき
- (4) 前各号に掲げるほか、区長が取消しの必要があると認めたとき

(服 務)

第7条 相談員は、その職の信用を傷つける行為をしてはならない。

2 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(謝 礼)

第8条 相談員に対する謝礼は、活動1回4,500円とする。

(庶 務)

第9条 相談員に関する庶務は、介護保険課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月25日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令甲第

2号) 第3条及び第4条の規定により、保健福祉部長の決定区分とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。